

平成 28 年 3 月 19 日

法務大臣 岩城光英 殿

公益社団法人 日本精神神経学会
性同一性障害に関する委員会 委員長 太田 順一郎

矯正施設等の被収容者である性同一性障害当事者への医療的対応に関する要望書

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）等の被収容者である性同一性障害当事者に対して、適切な医療的対応が行われるようにご配慮をお願いします。

日頃、法務省におかれましては、性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすための啓発、また、人権擁護機関による性同一性障害当事者への救済措置など、ご支援をいただき感謝申し上げます。また、平成 23 年 6 月 1 日の法務省矯成第 3212 号では、「性同一性障害等を有する被収容者の処遇方針について」をはじめとして、矯正施設等の被収容者である性同一性障害当事者が、性別適合手術の有無にかかわらず、心の性（性自認）にそった対応を受けることができるようなご配慮をいただき有難うございます。

一方、平成 27 年 12 月、性別適合手術を受け、戸籍上も女性となった性同一性障害当事者が、被告として東京拘置所に勾留されている間、「病気ではない」として女性ホルモン製剤の投与を認められていなかったことが報道されております。被告は体調を崩していると言われておりますが、すでに 10 年余にわたり女性ホルモンによる治療を行っていることから、それを中断することにより、ホルモン欠落症状が発生していると考えられます。ホルモン欠落症状としては、うつや焦燥感、不眠などの精神症状、不定愁訴と呼ばれる身体各所の異常が生じるとともに、ホルモン療法の中断が何か月かにわたる場合は、骨粗しょう症による骨折リスクの増大や動脈硬化の進行にもつながります。

ホルモン療法には、このような女性ホルモン製剤や男性ホルモン製剤等による性ホルモン療法のみではなく、思春期に行われる GnRH アゴニスト等による二次性徴抑制療法なども含まれます。治療を中断することで身体へ有害な事象が発生する可能性、また、開始時期を逸することにより、その後の人生において、取り返しのつかない身体の男性化や女性化などの変化が進行する可能性があります。

性同一性障害当事者においては、ホルモン療法はもちろん、その他の身体的治療、さらには、精神的支援などが遅れることにより、場合によっては、自殺や各種の疾患等の重大な健康被害が生じることが明らかになっております。このため、性同一性障害当事者である被収容者、あるいは、その可能性のある被収容者への医療的対応、処遇などの対応の要否に関しては、できる限り早い時期に、性同一性障害に関する十分な知識と経験を持つ医師の判断を仰ぐことをお願いいたします。

我が国において、性同一性障害に関する十分な知識と経験を持つ医師は少ないこともあり、一般の医師による判断では適切ではない状況も発生する可能性があります。このため、関連学会である日本精神神経学会や GID（性同一性障害）学会等に対して、性同一性障害に関する十分な知識と経験を持つ医師の意見を求めることをお願いいたします。